

資金名		責任共有	融資対象者	資金使途	融資限度額	融資期間 （ ）は据置期間	融資利率	保証料率	担保	保証人	申込先
①金融円滑化特別資金	一般枠	対象	次の(1)～(4)のいずれかに該当する者 (1) 申込日から1年以内の連続する3か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率（以下「平均売上高等」という。）が、前年同期の平均売上高等に比して3%以上減少している者 (2) 様々な外部環境の変化により経営が悪化しているとして知事が指定した者（アスベスト・鳥インフルエンザ・口蹄疫） (3) 申込日から1年以内に倒産した企業に対して、50万円以上の売掛金等の債権を有しており、資金繰りに支障を来している者 (4) 県活性化協議会の支援により策定した経営改善計画により再生に取組む者	設備 運転	1企業 5,000万円 1組合 1億円 ※融資対象者(2)については、実施要領参照	1年以上10年以内 (1年以内)	3年以内 固定 年1.90%以内 5年以内 固定 年2.10%以内 7年以内 固定 年2.20%以内 7年超 固定 年2.50%以内	年0.45～1.30% ※県補助後	必要に応じて 徴求	原則として、法人代表者 以外の連帯保証人は不要	取扱金融機関 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会
	セーフティネット保証対応枠	対象／対象外	中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項（以下「セーフティネット」という。）第1号から第8号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者		別枠 5,000万円 ○第4号認定者（令和7年8月大雨分） 別枠 8,000万円	1年以上10年以内 (1年以内) ○第4号認定者（令和7年8月大雨分） 1年以上10年以内 (2年以内)	○第1、2、3、6号認定者 3年以内 固定 年1.70%以内 5年以内 固定 年1.90%以内 7年以内 固定 年2.10%以内 7年超 固定 年2.30%以内 ○第4号認定者（令和7年8月大雨分以外） 3年以内 固定 年1.70%以内 5年以内 固定 年1.85%以内 7年以内 固定 年2.00%以内 7年超 固定 年2.20%以内 ○第4号認定者（令和7年8月大雨分） 2年以内 固定 年1.50%以内 3年以内 固定 年1.70%以内 5年以内 固定 年1.85%以内 7年以内 固定 年2.00%以内 7年超 固定 年2.20%以内 ○第5、7、8号認定者 3年以内 固定 年1.90%以内 5年以内 固定 年2.10%以内 7年以内 固定 年2.20%以内 7年超 固定 年2.50%以内	○第1、2、3、4（令和7年8月大雨分以外）、6号認定者 年0.75% ○第4号認定者（令和7年8月大雨分） 年0.00% ○第5、7、8号認定者 年0.62% ※県補助後			
	令和2年7月豪雨枠	対象外	次の(1)又は(2)に該当する者 (1) 令和2年7月豪雨による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書を有している者 (2) 令和2年7月豪雨に係る中小企業等特定施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援補助金）の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者		別枠 8,000万円	10年以内 (1年以内)	2年以内 固定 年1.50%以内 3年以内 固定 年1.70%以内 5年以内 固定 年1.85%以内 7年以内 固定 年2.00%以内 7年超 固定 年2.20%以内	(1)年0.50% (2)年0.00% ※県補助後			
	令和7年8月大雨枠	対象	次の(1)又は(2)に該当する者 (1) 令和7年8月10日からの大雨による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書又は被災証明書を有している者 (2) 令和7年8月10日からの大雨に係る被災中小企業者再建支援補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者		1企業 8,000万円 1組合 1億円	10年以内 (2年以内)	2年以内 固定 年1.50%以内 3年以内 固定 年1.70%以内 5年以内 固定 年1.85%以内 7年以内 固定 年2.00%以内 7年超 固定 年2.20%以内	年0.00% ※県補助後			
	経済情勢変動対策枠	対象	次の(1)又は(2)に該当する者 (1) 米国関税措置・中東情勢の変化の影響を受け、申込日から1年以内の連続する3か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率（以下「平均売上高等」という。）が、前年同期の平均売上高等に比して減少している者 (2) 米国関税措置・中東情勢の変化の影響を受け、今後3か月間の平均売上高等が前年同期の平均売上高等に比して減少する見込みの者		1企業 5,000万円 1組合 1億円	1年以上10年以内 (2年以内)	3年以内 固定 年1.70%以内 5年以内 固定 年1.90%以内 7年以内 固定 年2.00%以内 7年超 固定 年2.30%以内	年0.45～1.30% ※県補助後			
②小規模事業者おうえん資金		対象外	既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）と本資金との合計が2,000万円以下となる従業員20人（商業・サービス業5人(宿泊業・娯楽業を除く)）以下の小規模企業者	設備	2,000万円	1年以上7年以内 (6か月以内)	3年以内 固定 年1.50%以内 5年以内 固定 年1.65%以内 7年以内 固定 年1.80%以内	年0.50～1.35% 資金使途が台湾関連ビジネスである場合 年0.30～1.15% ※県補助後	原則不要	原則として、法人代表者 以外の連帯保証人は不要	商工会議所 商工会 熊本県信用組合 産業支援財団
				運転		1年以上5年以内 (6か月以内)					
③創業者支援資金	一般枠	対象外	次の(1)又は(2)のいずれかに該当する創業者であって、県内で新規に事業を開始するもの 【創業関連保証分】 (1) 以下のいずれかに該当する者 ア 事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに個人事業を開始する具体的計画を有するもの（産業競争力強化法第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けた者（以下「特定創業支援等を受けた者」という。）は6月以内） イ 事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの（特定創業支援等を受けた者は6月以内） ウ 事業を営んでいない個人であって、個人事業を開始した日以後5年末満のもの エ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、会社設立の日（法人登記日）以後5年末満のもの オ 上記①に該当する者が会社を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合 【スタートアップ創出促進保証分】 (2) 以下のいずれかに該当する者（ただし、保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあっては、創業資金総額の1／10以上の自己資金を有していることを要する。） ア 事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの（特定創業支援等を受けた者は6月以内） イ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、会社設立の日（法人登記日）以後5年末満のもの ウ 上記①①に該当する者が会社を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合	創業又は事業経営に必要な資金	3,500万円	1年以上10年以内 (1年以内) 【一般枠のスタートアップ創出促進保証分】 申込金融機関において本保証付融資と原則同時にフローバー融資を実行する、又は保証申込み時においてフローバー融資の残高がある場合は、据置期間は3年以内	3年以内 固定 年1.50%以内 5年以内 固定 年1.65%以内 7年以内 固定 年1.80%以内 7年超 固定 年1.85%以内	年0.35% 【一般枠のスタートアップ創出促進保証分】 年0.55% ※県補助後	不要	原則として、法人代表者 以外の連帯保証人は不要 ※一般枠のスタートアップ創出促進保証分 保証人は徴求しない	商工会議所 商工会 ※商工会議所法、商工会法に定める商工業者以外 の場合は取扱金融機関でも申し込み可 【一般枠のスタートアップ創出促進保証分】 取扱金融機関
	再チャレンジ枠		事業を営んでいない個人で過去に廃業の経験※があり、県内で再び事業を開始するもので、一般枠の(1)～(5)のいずれかに該当する者 ※詳細については実施要領参照								

※創業者支援資金のうちスタートアップ創出促進保証分、小規模事業者おうえん資金、新事業展開支援資金、事業承継者おうえん資金について、事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的）を選択する場合、上乗せとなる保証料率の2分の1に相当する額を県が補助する（R8.11.30までに保証申込受付、かつ、R8.12.31までに融資実行された分に限る）。

資金名		責任共有	融資対象者	資金使途	融資限度額	融資期間 ()は据置期間	融資利率	保証料率	担保	保証人	申込先
④経営革新等支援資金		対象	県が定める特定の事業に取り組む中小企業者 (1) 次のいずれかに該当する者 ア 省エネルギー設備、省エネルギーに資する建築物、再生可能エネルギー設備、蓄電池、次世代自動車又は充電設備等（主たる目的が発電である設備は除く）を導入又は更新しようとする者 イ 中小企業庁の「事業再構築補助金（成長分野進出枠（GX進出類型）」）の交付決定を受けた者 (2) 経営革新計画の承認を受けた者 (3) 経営力向上計画の承認を受けた者 (4) 産業成長ビジョンに係る支援事業の採択を受けた者 (5) 県産業技術センターとの共同研究により特許法、実用新案法及び意匠法に基づく設定登録を受けた者又は出願中の者で、当該研究結果により新たな事業展開を行う者 (6) くまもと産業支援財団から株式又は新株予約権付社債引受けによる資金提供を受けた者 (7) 先端設備等導入計画の認定を受けた者 (8) 地域経済牽引事業計画の承認を受けた者 (9) 観光ビジネスチャレンジ支援事業の補助金交付決定を受けた者 (10) 農工商等連携事業計画の認定を受けた者 (11) フードハレー構想に沿った事業を行う者で、要領に定める要件に該当する者 (12) 海外でビジネス展開を図ろうとする者 (13) 建設業者の合併等に対する特例措置を受けている者 (14) 熊本県地球温暖化の防止に関する条例に基づく計画を実施する者 (15) 熊本県からプライト企業の認定を受け、認定有効期間中（認定から3年間）にある者 (16) 熊本県男女共同参画推進事業者表彰を受賞した者 (17) 自ら策定したBCP（事業継続計画）又は事業継続力強化計画に基づき防災に資する施設等の整備を行う者 (18) 熊本県SDGs登録制度の登録を受けた者 ※詳細については実施要領参照	設備	融資対象(1) 8,000万円 融資対象(2)～(18) 1企業 5,000万円 1組合 1億円	(1) 10年以内 （1年以内） (2)(3)(10) 【設備】1年以上7年以内 （1年以内） 【運転】1年以上5年以内 （1年以内） (4)～(9)、(11)～(18) 1年以上10年以内 （1年以内）	固定 年2.10%以内	(1) 年0.25～0.80% 「再エネ100宣言RE Action」に参加している場合 年0.20% (4)～(7)、(9)、(11)～(18) 年0.25～1.70% (2)(3)(10) 年0.77% (8) 年0.72% ※県補助後	必要に応じて 徴求	原則として、法人代表者 以外の連帯保証人は不要	取扱金融機関 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会
				運転	1企業 2,500万円 1組合 5,000万円						
⑤新事業展開支援資金		対象	次の(1)～(3)のいずれかに該当する者 (1) 現に営んでいる事業を継続しながら、具体的な計画のもと異業種への進出を図る者又は進出後1年末満の者 (2) 現に営んでいる事業の全部又は一部を廃止して、具体的な計画のもと異業種の事業を開始する者又は異業種での事業開始後1年末満の者 (3) 自らの事業の全部又は一部を継続して営んでいる者が、異業種の事業を営むため筆頭株主又は筆頭出資者となって新たに県内で設立した会社で、設立後1年末満の者	設備	1企業 5,000万円 1組合 1億円	1年以上10年以内 （1年以内）	7年以内 固定 年2.10%以内 7年超 固定 年2.20%以内	年0.45～1.90%	必要に応じて 徴求	原則として、法人代表者 以外の連帯保証人は不要	取扱金融機関 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会
				運転	1企業 2,500万円 1組合 5,000万円						
⑥中小企業短期資金			季節的及び短期的な資金を必要とする中小企業者	運転	平均月商の3倍又は2,000万円のいずれか低い額	1年以内	固定 年2.00%以内	金融機関の判断で保証付きとする場合、保証協会所定の保証料が必要	金融機関の定めによる	金融機関の定めによる	取扱金融機関
⑦事業承継者おうえん資金		対象	次の(1)～(3)のいずれかに該当する者 (1) 事業承継を行う者又は事業承継を行って5年以内の者 (2) 経営承継円滑化法第12条第1項第1号の規定による認定を受けた会社である中小企業者の代表者で、次の①～⑥のいずれかに該当する者 ① 当該認定中小企業者以外の者が有する株式等を取得する必要がある者 ② 当該認定中小企業者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要がある者 ③ 株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれる者 ④ 当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をした者 ⑤ 当該代表者が有する当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式等又は当該事業用資産等の返済義務を免れるための価格弁償をする者 ⑥ その他諸費用が生じた者 (3) 3年以内に事業承継する計画を有する法人又は令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人で事業承継日から3年を経過していないもので、次の①～⑤の全てに該当する者 ① 資産超過であること ② EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと ⑤ 専門家（中小企業信用保険法施行規則第20条第2項に規定する経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者）の確認を受けていること	設備 運転	5,000万円	1年以上10年以内 （1年以内）	7年以内 固定 年1.90%以内 7年超 固定 年2.00%以内	(1)、(2) 年0.45～0.50% (3) 年0.20～0.25% ※県補助後	必要に応じて 徴求	(1)(2) 原則として、法人代表者 以外の連帯保証人は不要 (3) 徴求しない	取扱金融機関 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 (3)については、与信取引のある金融機関
⑧経営改善資金		対象／対象外	産業競争力強化法第53条第1項、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第32条第1号から第4号までに規定される計画※に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行と進捗の報告を行う者 ※詳細は実施要領参照	設備 運転	8,000万円	15年以内 （3年以内）	3年以内 固定 年1.60%以内 5年以内 固定 年1.75%以内 7年以内 固定 年1.90%以内 7年超 固定 年2.10%以内	年0.40%	必要に応じて 徴求	原則として、法人代表者 以外の連帯保証人は不要	取扱金融機関 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会
⑨台湾関連ビジネス拡大支援資金		一般枠	台湾に関連する事業に取り組む者	設備 運転	8,000万円	1年以上10年以内 （1年以内）	固定 年2.10%以内	年0.35～1.80% ※県補助後	必要に応じて 徴求	原則として、法人代表者 以外の連帯保証人は不要	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 取扱金融機関
		海外投資枠	台湾に関連する事業に取り組む者であって、台湾への直接投資の事業に要する資金を必要とし、資金計画を提出する者 ※ただし、県内事業所のすべてを廃止する場合を除く	台湾への直接投資の事業に 資する資金	1億円	1年以上10年以内 （1年以内）	固定 年2.10%以内	年0.50% ※県補助後			取扱金融機関
⑩生産性向上等緊急支援資金		対象	(1) 一般分 ア 申込金融機関から本資金による融資の実行と原則同時に本資金の融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受けること。 イ 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定及び計画の実行及び進捗報告を行うこと。 (2) 員上げ等対応分 ア 前号アに該当する者で、次の①及び②の要件を満たす者 ① 事業場内の1人当たり給与等支給額（給与、賞与、労務費に限る）を最近の決算期と比較して3.0%以上引き上げることを実施又は実施予定であること。 ② 生産性向上、コスト削減等の具体的計画を有すること。 イ 前号イに該当する者で、上記①及び②の要件を満たす者	設備 運転	1企業 8,000万円 1組合 1億円	1年以上10年以内 （運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内）	7年以内 固定 年2.10%以内 7年超 固定 年2.25%以内	(1)ア 年0.30～1.27% (1)イ 年0.34～1.43% (2)ア 年0.15～0.64% (2)イ 年0.17～0.72%	必要に応じて 徴求	原則として、法人代表者 以外の連帯保証人は不要	取扱金融機関
⑪経営力向上等緊急支援資金		モニタリング強化型	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している者 ※当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限り	設備 運転	1企業 8,000万円 1組合 1億円	1年以上10年以内 （運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内）	7年以内 固定 年2.00%以内 7年超 固定 年2.15%以内	年0.23～0.95%	必要に応じて 徴求	原則として、法人代表者 以外の連帯保証人は不要	取扱金融機関

※創業者支援資金のうちスタートアップ創出促進保証分、小規模事業者おうえん資金、新事業展開支援資金、事業承継者おうえん資金について、事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的）を選択する場合、上乗せとなる保証料率の2分の1に相当する額を県が補助する（R8.11.30までに保証申込受付、かつ、R8.12.31までに融資実行された分に限り）。